

春日井市における個人情報保護制度の  
あり方についての提言

平成 14 年 7 月

春日井市個人情報保護審議会

## は じ め に

今日、高度情報通信社会の進展に伴って個人情報の利用が著しく拡大しており、プライバシーをはじめとする個人の権利利益の保護の必要性が高まっています。

春日井市個人情報保護審議会は、春日井市における個人情報保護制度のあり方について提言をするため、平成13年11月に設置され、以後5回の会議を公開で開催し、国や先進的な他の地方公共団体の状況を参考にしつつ、個人の人格尊重の理念と個人の権利利益の保護の見地から議論を重ねてまいりました。

また、審議の過程では、パブリックコメントとして中間報告を市民の方に公表して意見募集を行い、貴重な意見をいただきました。それらを参考にしつつ、各委員の熱心な取組みと担当部局の職員方の努力とがあいまって、ここに提言として取りまとめることができました。

市においては、この提言の趣旨を踏まえ、速やかに個人情報保護制度の条例化を図られるよう期待します。

春日井市個人情報保護審議会

会 長 小 林 武

## 目 次

第 1	目的	1
第 2	定義	2
第 3	適正な取扱い	4
第 4	個人情報取扱事務の届出	8
第 5	開示、訂正等及び利用停止等の内容	9
第 6	開示、訂正等及び利用停止等の手続等	14
第 7	苦情処理及び事後救済	16
第 8	その他	17

## 第1 目的

この制度は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人の人格尊重の理念に基づき、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 【趣旨】

高度情報通信社会の進展により、市の行政運営のあらゆる分野において情報の果たす役割が大きくなってきており、このことは、行政運営の効率化や市民サービスの向上など市民生活の面でも欠かせないものとなっている。

しかし、その一方で、個人に関する様々な情報が大量かつ迅速に取得、保有及び利用される傾向があり、また、個人のプライバシー保護に対する意識も高まっていることから、個人情報の保護に関する措置を講ずる必要性があり、本市の個人情報保護制度は、このような背景を踏まえた上で制度化されるものである。

制度の目的としては、まず、個人の人格尊重の理念という表現を盛り込むことにより、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるという基本原則を明らかにしている。

また、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する個人の権利を明記することで、この制度によりこれらの権利が創設されることを明確にしている。

最後に、制度の第一次的な目的は、個人の権利利益の保護であり、市政の適正かつ円滑な運営に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を的確に図っていくという趣旨を明らかにしている。

## 第2 定義

この制度において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (3) 保有個人情報 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する公文書に記録されている個人情報をいう。

### 【趣旨】

#### (1) 「個人情報」について

##### ア 個人識別型

この制度において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものとする。また、他の情報と照合することにより個人が識別される場合も含まれる。

個人情報の保護に関する法律案（以下「基本法制」という。）においては識別容易性の要件を設けているが、個人の権利利益保護の充実の観点から、市が保有する個人情報においては、その識別性の判断に特段の容易性を求めないものとする。

##### イ 死者に関する情報

死者に関する情報については、例えば、死者の名誉毀損罪（刑法第230条第2項）のように死者の名誉等が法的保護の対象となっている場合もあり、死者に関する情報であっても保護されるべき利益があること等から、個人情報の定義から死者に関する情報を除くこととせず、死者に関する情報も広く保護の対象に含めるものとする。

死者に関する情報については、死者は開示請求権の主体になり得ないという法的問題があるが、死者ではなく一定の要件を満たした遺族等の開示請求権として扱うことにより一定の対応を図るものとする。

##### ウ 法人等の役員及び個人事業主に関する情報

法人等の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報については、これらの情報が法人等に関する情報であると同時に当該個人にとっては個人に関する情報でもあり、個人情報保護制度の枠内で一定の保護を図る必要があることから、個人情報の定義から除外せずに、対象に含めるものとする。

(2) 「実施機関」について

個人情報保護制度を実施するのは、基本的に市のすべての機関とする。

議会については、議決機関としての自主性を尊重し、個人情報保護制度の導入について別に検討をしていただき、その結果、実施機関として春日井市の個人情報保護制度に参画するとの報告を受けている。

(3) 「保有個人情報」について

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報のうち電子計算機処理に係るものの保護が重要であることは当然であるが、文書、図画といった紙等の媒体に記録されている手作業処理に係るものについても、個人情報の不適正な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれは、電子計算機処理と比較して程度の差はあるが、本質的な差はないと考えられる。

したがって、対象の範囲としては、電子計算機処理に係るもののほか、手作業処理に係るものも含め、情報公開条例上の「公文書」に記録されている個人情報までその範囲を拡大し、個人情報の保護の充実を図ることとし、これを「保有個人情報」と称している。

【参照条文】

春日井市情報公開条例第2条第2号

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう 以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう ただし、次に掲げるものを除く

ア 市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## 第3 適正な取扱い

### 1 個人情報の保有の制限等

- (1) 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 個人情報の取得、利用、提供その他の個人情報の取扱いは、当該利用目的を達成するため必要な範囲を超えて行ってはならない。
- (3) 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### 2 適法かつ適正な方法による取得

実施機関は、適法かつ公正な手段により個人情報を取得しなければならない。

### 3 本人取得の原則

実施機関は、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務若しくは事業で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務若しくは事業の性質上本人から取得したのでは当該事務若しくは事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国若しくは地方公共団体から取得することが事務若しくは事業の執行上やむを得ないと認められる場合又は第8項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により取得する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

### 4 本人から直接、書面により個人情報を取得する際の利用目的の明示

実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合その他一定の事由がある場合は、この限りでない。

## 5 思想、信条等に関する情報の取得の制限

実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づく場合又は第1項の利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

## 6 正確性確保

実施機関は、保有個人情報が、その利用目的に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

## 7 安全確保

(1) 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 実施機関から個人情報の取扱いについての委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 保有個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た保有個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 8 利用及び提供の制限

実施機関は、保有個人情報をその利用目的以外の目的のために、利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、個人の権利利益を不当に害するおそれのないときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、かつ、利用することについて相当な理由のあるとき。

(5) 他の実施機関、国、地方公共団体又は出資法人等に保有個人情報を提供する場合であって、これらの機関が、法令又は条例の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、保有個人情報の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。



## 9 受領者に対する措置要求

実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、受領者に対し、提供に係る保有個人情報について、その利用目的、利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

## 10 高度情報通信ネットワークによる個人情報の提供の制限

実施機関は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて保有個人情報を提供するときは、必要な保護措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

#### 1 個人情報の保有の制限等について

実施機関が個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定するとともに、個人情報の取扱いは、当該利用目的を達成するため必要な範囲を超えて行ってはならない。

保有個人情報の利用目的は、当該個人情報を取り扱う事務ごとに届出簿を作成し、閲覧に供することにより、明らかにするものとする。

利用目的が変更可能な範囲については、当初の利用目的と相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないことを明記するものとする。

#### 2 適法かつ適正な方法による取得について

実施機関における個人情報の取得が適法かつ適正な手続によらなければならないのは当然のことであるが、個人情報の保護の措置をより厳格にするため、確認的意味で規定を設けることにも意義があるので、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない旨を明記するものとする。

#### 3 本人取得の原則

本人の知らないうちに自己に関する個人情報が取得されることは本人にとって不安なものであり、個人の権利利益を害するおそれもあるので、実施機関が個人情報を取得する場合には、原則として、本人から取得するものとしている。

しかし、事務又は事業の性質によっては本人からの取得になじまない場合やかえって本人の不利益となる場合もあるので、本人取得の原則の例外としてあらかじめ一定の事由を定めるものとする。

#### 4 本人から直接、書面により個人情報を取得する際の利用目的の明示について

本人から直接、書面等により個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示するものとする。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき、本人に利用目的を明示することにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は取得の状況からみて利用目的が本人にとって明らかなきときは、明示する必要がないものとする。

5 思想、信条等に関する情報の取得の制限について

基本法制及び行政機関等個人情報保護研究会報告書（以下「行政機関報告書」という。）では、センシティブ情報について、一般法として広範な領域を規律することから、特定分野における特定の取扱いがされる一定の個人情報について規律することは困難であり、個別分野ごとの専門的な検討を行うこととされている。

しかしながら、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、個人の基本的人権の保護の観点からも、個人情報の性質及び利用方法に応じた適切な保護が図られるよう個人情報の取扱いについて厳格な運用がなされる必要があり、その取得に際して一定の制限を設けるものとする。

6 正確性確保について

個人情報ที่ไม่正確なまま利用目的の達成のために用いられることによる個人の権利利益の侵害を防止するため、個人情報の内容の正確性に関する規定を設けるものとする。

7 安全確保について

安全確保措置には、実施機関の職員のみならず受託者に対する監督も含まれる。実施機関の職員、受託者及び受託業務従事者の義務は、実施機関の職員については地方公務員法等により、受託者及び受託業務従事者については実施機関と受託者との契約により、それぞれ担保される。

なお、受託者が基本法制に定める個人情報取扱事業者に該当する場合は、同法制による規律も適用されることとなる。

8 利用及び提供の制限について

実施機関は、原則として保有個人情報をその利用目的以外の目的のために、利用し、又は提供してはならない旨を明記するとともに、例外として目的外に利用し、又は提供する場合には一定の制限を設け、必要最小限に限定するものとする。

9 受領者に対する措置要求について

実施機関以外のものに提供される保有個人情報について、提供目的以外の利用や漏えい、滅失、き損等を防止するため、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めるものとする。

10 高度情報通信ネットワークによる個人情報の提供の制限

高度情報通信ネットワークによる情報提供は、オンライン申請をはじめとした情報化施策の推進や事務の簡素化に不可欠なものであることから、一律に禁止するのではなく、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供する場合には、セキュリティ対策等の必要な保護措置を講じなければならないこととし、一定の制限を設けるものとする。

## 第4 個人情報取扱事務の届出

- 1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報の利用目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報の取扱事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

### 【趣旨】

個人情報は、それが体系的に構成されている場合、その有用性が高まるとともに、反面、個人の権利利益を損なうおそれも増大する。また、市民が自己情報の開示等の請求を適切に行うためには、まず、実施機関はどのような個人情報を保有しているか市民に明らかにする必要がある。

行政機関報告書等においては、「個人情報ファイル」として一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物を登録し、国民に公表する制度を採用している。

届出の単位として、国はファイル単位を採用しているが、地方公共団体の多くは、ファイル単位や公文書単位とした場合には登録件数が膨大となり、かえって住民に分かりにくいものとなること等に配慮し、「事務」を単位とする公表制度を採用しており、本市でも市民の利便性に配慮し、事務単位を採用するものとする。

「個人情報取扱事務」の範囲としては、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物を取り扱う事務とし、国の「個人情報ファイル」と同程度の範囲を確保するものとする。

また、自己情報の開示請求の際に保有個人情報の特定のための資料が必要であることに配慮し、個人情報取扱事務に係る主な個人情報の記録の名称として公文書の件名又はファイル名を記載する欄を設けるものとする。

## 第5 開示、訂正等及び利用停止等の内容

### 1 自己情報の開示請求

- (1) 何人も、実施機関に対し、自己を保有個人情報の本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- (2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が規則で定める者は、死者に関する情報であって、開示請求をする者本人の個人情報でもあると認められるもの又は社会通念上、開示請求をする者本人の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるものその他の市長が規則で定めるものの開示請求をすることができる。

### 2 開示の基準等

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により開示することができない情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該

事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 評価、診断、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することにより当該未成年者又は当該成年被後見人の利益に反するおそれがある情報

### 3 部分開示

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

### 4 裁量的開示

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、本人の個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

### 5 存否応答拒否

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 6 自己情報の訂正等の請求

(1) 開示を受けた者は、開示を受けた保有個人情報が事実でないときは、事実及びその根拠を示して、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

(2) 訂正等の請求を受けた実施機関は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内

容が事実であることが判明したときは、当該保有個人情報の訂正等を行わなければならない。

(3) 実施機関は、調査の結果、訂正等に必要事実が判明しなかったときは、その請求を拒否することができる。

#### 7 利用停止等の請求

(1) 開示を受けた者は、当該開示を受けた保有個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる。

(2) 利用停止等の請求を受けた実施機関は、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(3) 実施機関は、請求に理由があることが判明しなかったときは、その請求を拒否することができる。

### 【趣旨】

#### 1 自己情報の開示請求について

##### (1) 開示請求について

開示請求については、市が保有する自己の個人情報の正確性や適正な取扱いを確認する上で重要なものであり、開示請求の対象としては、市の保有する公文書に記録されている個人情報、いわゆる保有個人情報とする。

なお、開示請求ができる者の範囲については、当然市が保有する個人情報の本人がすべて対象となるべきであることから、何人としている。

##### (2) 法定代理人による開示請求

未成年者又は成年被後見人については、本人による開示請求が困難な場合もあり、法定代理人による開示請求を認めるものとする。ただし、未成年者又は成年被後見人とこれらの法定代理人との利益が相反する場合には、不開示基準において一定の保護の措置を講じるものとする。

##### (3) 死者に関する情報

死者を開示請求権の主体とすることは制度上不可能なことであるが、死者に関する情報のうち、遺族等の開示請求者自身の個人情報でもあると認められるもの又は社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるもの等については、遺族等を開示請求権の主体として開示請求ができるものとする。

#### 2 開示の基準等について

本人から保有個人情報の開示請求があった場合、当該保有個人情報を保有する実施機関は、不開示情報に該当する場合を除き、開示しなければならない。

不開示情報については、情報公開条例の不開示情報との整合性を図りつつ、

個人情報保護制度が本人からの開示請求に基づくものであることを踏まえた基準を設けるものとする。

### 3 部分開示について

できる限り開示の範囲を広げる観点から、部分開示の仕組みを活用し、情報公開条例と同様な規定を設けるものとする。

### 4 裁量的開示について

不開示情報に該当する場合であっても、本人との関係に係る特段の事情から個人の権利利益を保護するために開示することが適当なときは、実施機関の裁量的な判断により、開示することができるものとする。

### 5 存否応答拒否について

開示請求に係る保有個人情報の存否が明らかになるだけで不開示情報が開示されることとなる場合については、その存否について答えることなく開示請求を拒否することができるものとする。

### 6 訂正等の請求の要件等について

(1) 訂正等の請求は、開示からの一連の本人関与の仕組みを構成する重要な要素であり、本人からの請求に対する実施機関の訂正等の義務を明記している。

なお、訂正等の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることから、訂正等の請求の対象となる保有個人情報は、開示を経ていることが必要である。

また、事実が何であるか等について本人が多く情報を有している場合が少なくないことから、本人が訂正等の請求をするに当たっては、当該請求に係る事実及びその根拠を示すものとする。

(2) 訂正等の請求があったときは、実施機関は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、訂正等の決定をし、速やかに訂正等を実施するとともに、本人に当該決定をした旨、訂正の内容等を通知するものとする。

なお、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内か否かについて、実施機関はその判断を適正に行うよう十分配慮するものとする。

(3) 実施機関は、調査の結果、訂正等に必要事実が判明しなかったときは、訂正等の請求を拒否するとともに、その旨を速やかに本人に通知するものとする。

なお、訂正等の請求は事実に限って行われるものであり、評価に関する保有個人情報の訂正等の請求に対しては、拒否をすることとなるが、一見

評価に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

#### 7 利用停止等の請求について

利用停止等の請求は、個人情報の適正な取得、利用、提供等の取扱いについての実効性を確保するためのものであり、開示、訂正等とともに一連の本人関与を構成する重要な要素である。

したがって、行政機関報告書と同様に、開示、訂正等の決定とともに、利用停止等の決定についても行政処分として位置付けるものとする。なお、条例化に当たっては、利用停止等の要件を明確にするため、基本法制と同様に条文上その範囲を明記するものとする。

本人は、自己に関する情報が適法でない取扱いがなされている場合に、それを理由として、実施機関に対して、自己に関する情報の利用停止等を請求することができるが、利用停止等を認めることが相当か否かは、保有個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止等を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止等を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断される必要がある。



## 第6 開示、訂正等及び利用停止等の手続等

### 1 開示請求の手続

- (1) 開示請求は、開示請求書を実施機関に提出してしなければならない。開示請求書に形式上の不備があるときは、実施機関は、補正を求めることができる。
- (2) 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。
- (3) 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第1号の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示することができる。

### 2 開示決定等

- (1) 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内に行なければならない。
- (2) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前号に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。
- (3) 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるとき又は検索に著しく日時を要するときは、開示請求があった日から起算して45日以内に相当の部分につき開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。

### 3 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えない。

### 4 開示の実施

- (1) 開示は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
- (2) 開示を受ける者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 5 費用負担

開示請求等に係る手数料は、無料とする。写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 6 訂正等及び利用停止等の請求の手続等

訂正等及び利用停止等の請求の手続等は、開示請求の手続等に準じて定めるものとする。

## 【趣旨】

### 1 開示請求の手続について

- (1) 開示請求は、開示請求書を提出して行うこととし、形式上の不備がある場合における補正の手続を定めるものとする。
- (2) 開示請求に当たっては、本人確認の手続を定めるものとする。
- (3) 試験結果など実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、開示請求の特例として、簡易な方法により開示することができる。

### 2 開示決定等について

開示決定等は、原則として、開示請求があった日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り期間延長をすることができる。

なお、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるとき又は検索に著しく日時を要するときは、開示請求があった日から起算して45日以内に相当の部分につき開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。

### 3 第三者に対する意見書提出の機会の付与について

開示請求に係る保有個人情報が第三者に関する情報を含む場合には、その情報が不開示情報に該当するかどうかを適正に判断するため、当該第三者から意見を聴くための仕組みを設けるものとする。

また、公益上の理由で開示するとき等は、第三者の意見を聴くことを義務づけるものとする。

なお、「公益上の理由」とは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示する場合（第5第2項第2号ただし書及び同項第3号ただし書）又は裁量的開示（第5第4項）に該当するときをいう。

### 4 開示の実施について

- (1) 文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
- (2) 開示請求と同様に、開示の実施に当たっても本人確認の手続を定めるものとする。

### 5 費用負担について

開示請求等に係る手数料については、無料とする。

写しの作成及び送付に要する費用については、実費を負担するものとする。

### 6 訂正等及び利用停止等の請求の手続等について

訂正等及び利用停止等の請求の手続等は、必要に応じた規定の整備を図りつつ、おおむね開示請求の手続等に準じて定めるものとする。

## 第7 苦情処理及び事後救済

### 1 苦情処理

実施機関は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

### 2 不服申立て等

#### (1) 審査会への諮問

開示、訂正等及び利用停止等の決定等（以下「開示等の決定等」という。）について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、実施機関は、春日井市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、裁決又は決定をしなければならない。

#### (2) 審査会の組織、調査権限等

審査会の組織、調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等については、春日井市情報公開条例第21条から第27条までの規定と同様の内容を定めるものとする。

### 【趣旨】

#### 1 苦情処理について

実施機関の保有する個人情報の取扱いに対する苦情について、実施機関が適切かつ迅速に処理を行う旨の努力義務を定めるものとする。

#### 2 不服申立て等について

(1) 開示等の決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあったときは、審査の公平性と客観性を確保するため、審査会に諮問し、その答申を尊重して、裁決又は決定を行うという救済手続を定めるものとする。

(2) 審査会の組織、調査権限等については、第三者的な立場から慎重かつ的確な判断を行うため、開示請求に係る保有個人情報を直接見て審理（インカメラ審理）を行う権限、当該保有個人情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の提出を求める権限など春日井市情報公開条例と同様の規定内容とする。なお、第三者的機関として解釈運用など制度運営の全般に関しても、意見を述べるができるものとする。

(3) 審査会の調査審議において情報公開制度との共通点が少なくないこと等の理由により、情報公開・個人情報保護審査会として一本化する方向で検討するものとする。

## 第8 その他

### 1 事業者の保有する個人情報の保護

#### (1) 市内の事業者等への支援

市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (2) 苦情の処理のあっせん等

市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 2 出資法人等の個人情報保護

市が出資している法人等のうち市長が規則で定めるものは、この制度の趣旨に基づき当該法人等が保有する個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 他の制度との調整等

(1) 法令又は条例に保有個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正等又は利用停止等に関し規定されている場合には、その定めるところによる。ただし、保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この制度によるものとし、春日井市情報公開条例は、適用しない。

(2) この制度は、統計法等に基づく統計調査に係る個人情報については、適用しない。

(3) この制度は、市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、適用しない。

### 4 施行の状況の公表

市長は、毎年度、実施機関におけるこの制度の施行の状況を公表するものとする。

## 【趣旨】

### 1 事業者の保有する個人情報の保護について

事業者の保有する個人情報の保護については、基本法制により整備が図られることとなるが、地方公共団体においても、基本法制第17条及び第18条の規定により、区域内の事業者及び住民に対する支援並びに苦情の処理のあっせん等の努力義務が課せられており、これらに対応した規定を設けるもの

とする。

## 2 出資法人等の個人情報保護について

市の出資法人等については、独立した法人等としての自主性の尊重等から、これらを実施機関に含め、この制度を直接適用することは適当でない。

しかし、出資法人等は、その事業活動において市と密接に関係しており、説明責任の観点から、出資法人等がこの制度の趣旨にのっとり個人情報の保護に関し必要な措置を講じるように努める旨の努力義務を制度上定めるものとする。

## 3 他の制度との調整等について

(1) 法令等により保有個人情報の閲覧等の手続が別に定められている場合には、それらの制度との調整を図る必要から、当該手続が定められている限度において、この制度を適用しないものとする。

(2) 行政機関報告書では、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が統計法等において整備されていることを理由に、統計法等に基づく統計調査に係る個人情報を適用除外としており、本市の制度においても適用除外とする。

(3) 市の図書館その他これに類する施設等において市民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、当該施設等において既に閲覧等が行われていることから、適用除外とする。

## 4 施行の状況の公表について

個人情報保護制度の適正な運営を図るため、実施機関におけるこの制度の施行の状況を公表することを、市長の責務として定めるものとする。

## 資料

### 春日井市個人情報保護審議会要綱

#### (設置)

第1条 春日井市における個人情報保護の制度化を図るため、春日井市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の依頼に基づき、個人情報保護の制度化に関する事項について審議し、提言する。

#### (組織)

第3条 審議会は、市長の委嘱する委員5人以内をもって組織する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

#### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、公開するものとする。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部情報政策課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

## 春日井市個人情報保護審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	小林 武	南山大学総合政策学部教授
委 員	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授
委 員	異相 武憲	弁護士
委 員	堀口 久	弁護士
委 員	鵜飼 光子	元愛知県自治研修所次長

## 個人情報保護審議会の検討経過

開催日	検 討 事 項
第 1 回 (平成 13.12.28)	<p>個人情報保護審議会の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事録の作成方法及び会議の公開について</li> </ul> <p>個人情報保護の制度化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護制度の基本的な考え方について</li> <li>・ 制度化に向けての体制及びスケジュール</li> </ul>
第 2 回 (平成 14.1.29)	<p>第 1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求権の明記について</li> <li>・ 個人情報の保護に関する法律案及び行政機関等個人情報保護法制研究会報告書との整合性について</li> </ul> <p>第 2 定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者の情報について</li> <li>・ 法人等の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について</li> <li>・ マニュアル処理情報について</li> <li>・ 議会及び出資法人等の取扱いについて</li> </ul> <p>第 3 適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人取得の原則と例外規定について</li> <li>・ センシティブ情報の取得の制限について</li> </ul>
第 3 回 (平成 14.2.25)	<p>第 3 適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適法かつ適正な方法による取得について</li> </ul> <p>第 4 個人情報取扱事務の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出の単位について</li> <li>・ 職員の人事、給与等に関する情報の取扱いについて</li> </ul> <p>第 5 開示、訂正等及び利用停止等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示情報の基準について</li> <li>・ 利用停止等の決定の行政処分としての位置づけについて</li> </ul> <p>第 6 開示、訂正等及び利用停止等の手続等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利濫用的な請求の対応について</li> </ul> <p>第 7 苦情処理及び事後救済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会の役割について</li> <li>・ 情報公開・個人情報保護審査会の一本化について</li> </ul> <p>第 8 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の保有する個人情報の保護について</li> </ul>
第 4 回 (平成 14.3.18)	<p>春日井市における個人情報保護制度のあり方についての提言（中間報告）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン結合の制限の取扱いについて</li> </ul>
第 5 回 (平成 14.6.21)	<p>中間報告に対する意見募集の結果について</p> <p>春日井市における個人情報保護制度のあり方についての提言について</p>



春日井市における個人情報保護制度のあり方  
についての提言

平成14年7月発行

発行 春日井市個人情報保護審議会

問い合わせ 〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部情報政策課情報公開担当

(春日井市個人情報保護審議会事務局)

電話番号(0568)85-6129

(再生紙を使用してます)